

ID: 226

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	保険料の徴収猶予
例規名 根拠条項	名寄市介護保険条例 第12条第1項
例規番号	平成18年条例第137号

【根拠条文】

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 年度、納期限及び保険料の額
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由

【基準】

根拠条文及び名寄市介護保険条例施行規則第32条の規定による。

(保険料の減免及び徴収猶予)

第32条 条例第12条及び第13条第1項第1号から第4号までの規定により、保険料の減免及び徴収猶予を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(様式第53号)を、条例第13条第1項第5号の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、介護保険料減免申請書(第5号関係)(様式第53号の2)及び収入状況並びに資産の状況等が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、保険料減免及び徴収猶予の可否を決定し、介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第54号)及び介護保険料減免決定通知書(様式第55号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 条例第13条第1項第5号に規定する市長が特に必要と認めた者は、法第63条に規定する監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者で、その期間が1月を超えるものとする。

る。

- 4 保険料の減免の範囲及び減免割合は、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。
- 5 条例第13条第1項第1号から第4号までに規定する保険料の減免については、第1号被保険者又はその世帯に属する世帯員の資産若しくは収入の状況、生活困窮からの回復見込み等の状況により、当該世帯の生計維持に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 保険料の減免については、条例第13条第2項の規定による申請のあった日以降の当該年度の各納期の保険料とする。ただし、条例第13条第1項第5号に規定する保険料の減免については、別表第5に定めるところによる。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日